

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	国民健康保険事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

常陸太田市は、国民健康保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

常陸太田市長

## 公表日

令和3年8月31日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険事務
②事務の概要	<p>・国民健康保険法(昭和13年法律第60号)及び地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)に基づく保険給付または保険税の賦課徴収に関する事務を適正に行うため、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、次に掲げる事務において特定個人情報を取り扱うこととする。</p> <p>①国民健康保険税の賦課徴収に関する事務            ②国民健康保険の資格(取得・喪失・変更等)に関する事務            ③療養給付費(現物支給)に関する事務            ④療養の給付(現金支給)に関する事務            ⑤特定健康診査等に関する事務            ⑥出産育児一時金支給に関する事務            ⑦葬祭費支給に関する事務            ⑧被保険者証交付に関する事務            ⑨第三者行為に関する事務            ⑩不正不当利得返還金に関する事務            ⑪レセプト点検等に関する事務            ⑫オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等に関する事務</p>
③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
国保資格情報ファイル、国保給付ファイル、国保賦課ファイル、国保特別徴収ファイル、国保収納ファイル、国保滞納ファイル、国保宛名ファイル、世帯所得区分情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項、別表第一16、30の項            ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条            ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供)            ・番号法第19条第8号、別表第二1、2、3、4、5、9、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、78、80、87、88、93、97、106、109、120の項            ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第26条、第31条の2、第33条、第41条の2、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2、第59条の3</p> <p>(情報照会)            ・番号法第19条第8号、別表第二27、42、43、44の項            ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条、第25条の2、第26条</p> <p>(オンライン資格確認の準備業務)            ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)            ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部保険年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

総務省	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	常陸太田市 企画部企画課 茨城県常陸太田市金井町3690番地 0294-72-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	常陸太田市 総務部総務課 茨城県常陸太田市金井町3,690番地 0294-72-3111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年1月27日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年1月27日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月5日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム, 宛名管理システム, 収納管理システム, 滞納管理システム, 口座管理システム, 年金集約システム, バックアップシステム, 中間サーバー	国民健康保険システム, 宛名管理システム, 収納管理システム, 滞納管理システム, 口座管理システム, 年金集約システム, バックアップシステム, 中間サーバー, 次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	事前	
平成30年11月26日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項, 別表第一30の項</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第20条, 第25条, 第26条</li> <li>・地方税法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第703条の4(①国民健康保険税の賦課徴収)</li> </ul> </li> <li>・国民健康保険法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条～第9条(②被保険者の資格に関する事務, ⑧被保険者証の交付に関する事務)</li> <li>・第36条(③療養給付費に関する事務)</li> <li>・第45条(⑪レセプト点検等に関する事務)</li> <li>・第54条(④療養の給付に関する事務)</li> <li>・第58条(⑥出産育児一時金支給に関する事務, ⑦葬祭費支給に関する事務)</li> <li>・第64条(⑨第三者行為に関する事務)</li> <li>・第65条(⑩不正不当利得返還金に関する事務)</li> <li>・第82条(⑤特定健康診査等に関する事務)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項, 別表第一16, 30の項</li> <li>・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条, 第24条</li> </ul>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年11月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号, 別表第二1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 45, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第20条, 第25条, 第26条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(情報提供)</li> <li>番号法第19条第7号, 別表第二1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 45, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第20条, 第25条, 第26条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条</li> <li>(情報照会)</li> <li>番号法第19条第7号, 別表第二27, 42, 43, 44, 45の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条, 第25条, 第26条</li> </ul>	事後	
平成30年11月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	課長 中野 亘	課長	事後	様式改正
平成30年11月26日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先における部署名	政策企画部情報政策課	企画部情報政策課	事後	組織改正
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先における部署名	企画部情報政策課	企画部企画課	事後	組織改正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年4月1日 時点	平成31年1月7日 時点	事後	
令和1年6月28日	IV リスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	様式改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	①国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ②国民健康保険の資格(取得・喪失・変更等)に関する事務 ③療養給付費(現物支給)に関する事務 ④療養の給付(現金支給)に関する事務 ⑤特定健康診査等に関する事務 ⑥出産育児一時金支給に関する事務 ⑦葬祭費支給に関する事務 ⑧被保険者証交付に関する事務 ⑨第三者行為に関する事務 ⑩不正不当利得返還金に関する事務 ⑪レセプト点検等に関する事務	①国民健康保険税の賦課徴収に関する事務 ②国民健康保険の資格(取得・喪失・変更等)に関する事務 ③療養給付費(現物支給)に関する事務 ④療養の給付(現金支給)に関する事務 ⑤特定健康診査等に関する事務 ⑥出産育児一時金支給に関する事務 ⑦葬祭費支給に関する事務 ⑧被保険者証交付に関する事務 ⑨第三者行為に関する事務 ⑩不正不当利得返還金に関する事務 ⑪レセプト点検等に関する事務 ⑫オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得事務	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年4月23日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、次期国保総合システムおよび国保情報集約システム(以下「国保総合(国保集約)システム(*)」という。) * 国保総合(国保集約)システムは、国保連合会に設置される国保総合(国保集約)システムサーバー群と、市区町村に設置される国保総合PCで構成される。	国民健康保険システム、宛名管理システム、収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、年金集約システム、バックアップシステム、中間サーバー、国保総合システムおよび国保情報集約システム、医療保険者向け中間サーバ	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年4月23日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	国保資格情報ファイル、国保給付ファイル、国保賦課ファイル、国保特別徴収ファイル、国保収納ファイル、国保滞納ファイル、国保宛名ファイル	国保資格情報ファイル、国保給付ファイル、国保賦課ファイル、国保特別徴収ファイル、国保収納ファイル、国保滞納ファイル、国保宛名ファイル、世帯所得区分情報ファイル	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入
令和2年4月23日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一16、30の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条	・番号法第9条第1項、別表第一16、30の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条、第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7号, 別表第二1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 45, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第25条, 第26条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条  (情報照会) ・番号法第19条第7号, 別表第二27, 42, 43, 44, 45の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条, 第25条, 第26条	(情報提供) ・番号法第19条第7号, 別表第二1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 45, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第25条, 第26条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条  (情報照会) ・番号法第19条第7号, 別表第二27, 42, 43, 44, 45の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条, 第25条, 第26条  (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年10月23日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) ・番号法第19条第7号, 別表第二1, 2, 3, 4, 5, 12, 15, 17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 43, 44, 45, 46, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第19条, 第20条, 第25条, 第26条, 第33条, 第43条, 第44条, 第46条 (情報照会) ・番号法第19条第7号, 別表第二27, 42, 43, 44, 45の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条, 第25条, 第26条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	(情報提供) ・番号法第19条第7号, 別表第二1, 2, 3, 4, 5, 9,17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109,120の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第26条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第55条の3 (情報照会) ・番号法第19条第7号, 別表第二27, 42, 43, 44の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条 (オンライン資格確認の準備業務) ・番号利用法 附則第6条第4項(利用目的: 情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和2年10月23日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月7日 時点	令和2年1月29日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号, 別表第二1, 2, 3, 4, 5, 9,17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109,120の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第26条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第55条の3</li> </ul> <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第7号, 別表第二27, 42, 43, 44の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条</li> </ul> <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	<p>(情報提供)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号, 別表第二1, 2, 3, 4, 5, 9,17, 22, 26, 27, 30, 33, 39, 42, 58, 62, 78, 80, 87, 88, 93, 97, 106, 109,120の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条, 第2条, 第3条, 第4条, 第5条, 第8条, 第10条の2, 第11条の2, 第12条の3, 第15条, 第19条, 第20条, 第22条の2, 第24条の2, 第25条, 第26条, 第31条の2, 第33条, 第41条の2, 第43条, 第44条, 第46条, 第49条, 第53条, 第55条の2, 第59条の3</li> </ul> <p>(情報照会)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号法第19条第8号, 別表第二27, 42, 43, 44の項</li> <li>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条, 第25条, 第25条の2, 第26条</li> </ul> <p>(オンライン資格確認の準備業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>番号利用法 附則第6条第4項(利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)</li> <li>国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事前	令和3年9月1日施行される番号法の改正等に伴う変更
令和3年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年1月29日 時点	令和3年1月27日 時点	事後	